

第2号様式(第10条関係)

令和 7年 4月 28日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

大屋 政善



令和6年度政務活動費に係る収支報告について”

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 大屋 政善

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	39,975	琉球新報 沖縄タイムス
事 務 所 費	406,980	事務所家賃 電気料金 水道料金
事 務 費	237,983	電話・インターネット料金 携帯電話 プリンター パソコン プリンターインク ペン テープ等
人 件 費	765,000	賃金
合 計	1,449,938	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

統一様式一①

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	沖縄タイムス10～3月分(3,075×6)	18,450	全額	18,450
毎月払	琉球新報9月～3月分(3,075×7)	21,525	全額	21,525
資料購入費 充当合計				39,975

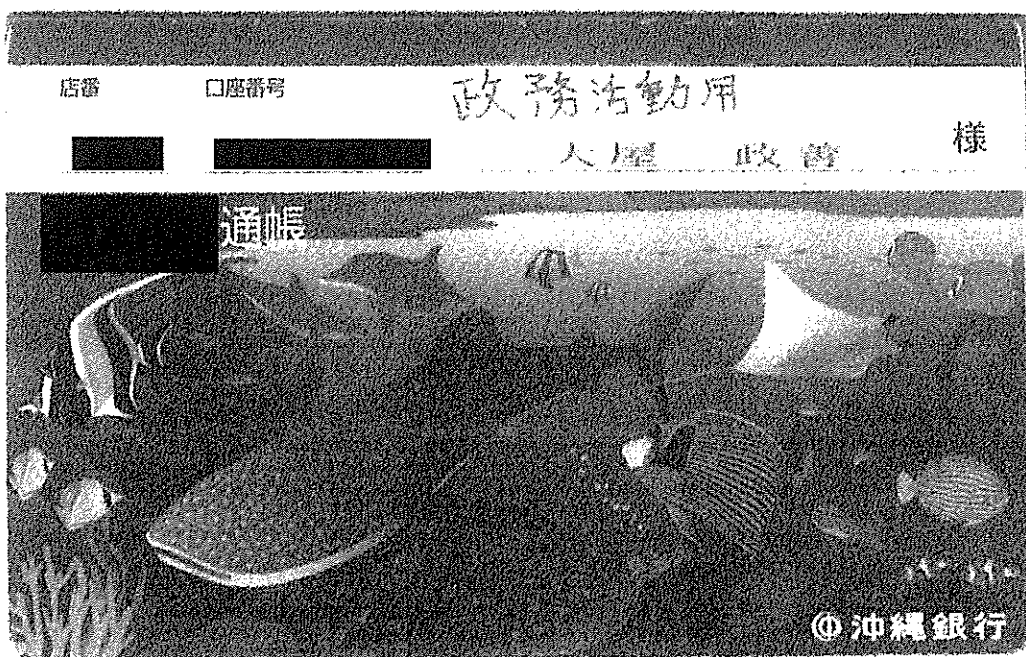
充当割合:政務活動のみ全額充当 10/10

資料購入費

6-11- 7 振出	*3,075タイムス10ツキクワシカヒ
6-12- 9 振出	*3,075タイムス11ツキクワシカヒ
7- 1- 7 振出	*3,075タイムス12ツキクワシカヒ
7- 2- 7 振出	*3,075タイムス01ツキクワシカヒ
7- 3- 7 振出	*3,075タイムス02ツキクワシカヒ
7- 4- 7 振出	*3,075タイムス03ツキクワシカヒ

6-10- 7 振出	*3,075ジツホウ09カツフツ
------------	------------------

6-11- 5 振出	*3,075ジツホウ10カツフツ
6-12- 5 振出	*3,075ジツホウ11カツフツ
7- 2- 5 振出	*3,075ジツホウ01カツフツ
7- 1- 6 振出	*3,075ジツホウ12カツフツ
7- 3- 5 振出	*3,075ジツホウ02カツフツ
7- 4- 7 振出	*3,075ジツホウ03カツフツ



經費區分別支出一覽表

經費區分

事務所費

[illegible]

充当割合: 政務活動以外が含まれるので案分

領収証・預り証

№ 086515

大屋 政善 様

入金日 R6 年 7 月 2 日

¥ 172,840-

所在地 うるま市与那城西原1番地

但し、契約金として

物件名 (24) 大山店舗

家賃(7月26日分)	29,340-	内金(8月分)	35,000-
共益費		仲介手数料	38,500-
駐車料		敷金	70,000-
水道料		保証金	
更新手数料			
延滞手数料		合計	¥172,840-



(有)具志川興産

うるま市みどり町4-20-23

TEL: 974-4315

担当

手数料 38,500円

充当割合:政務活動のみ全額充当 10/10

事務所費

水道

6- 9-24 振出 *1,709万円708円

6-10-21 振出 *1,709万円709円

6-11-21 振出 *1,709万円710円

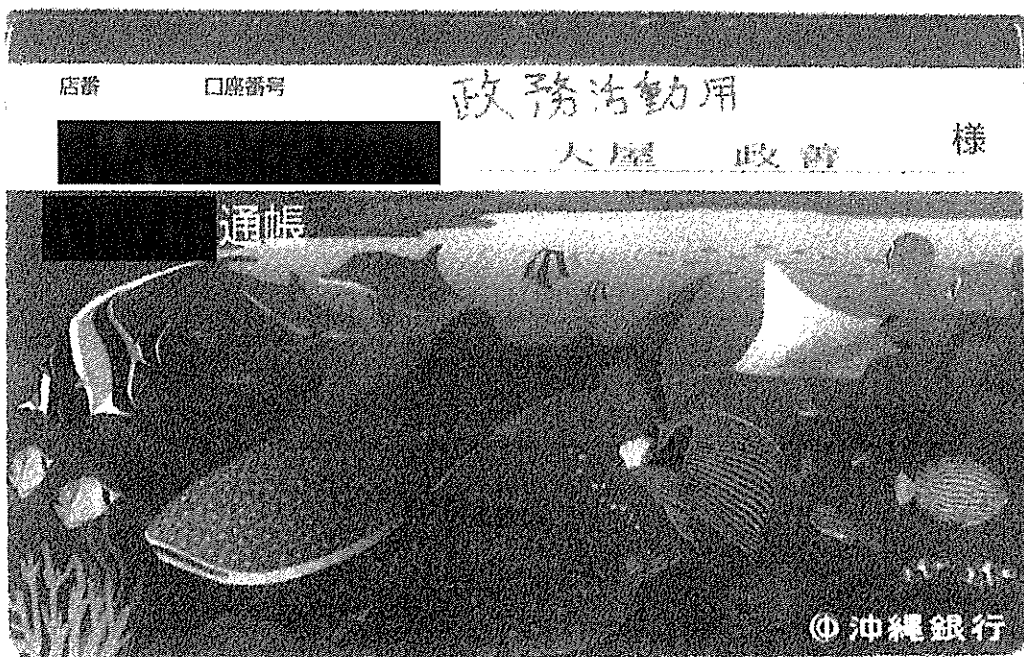
6-12-23 振出 *2,858万円711円

7- 1-21 振出 *1,855万円712円

7- 2-21 振出 *1,855万円701円

7- 3-21 振出 *1,855万円702円

7- 4-21 振出 *1,855万円703円



電気料金領収証

沖縄電力株式会社		領収証番号 13557541218545	
R 6年 7月分	7月 2日 - 7月 4日	15 kWh	
金額	541		
電 灯 料	49		
43881- 11-1-5 従量電灯			
大屋 政善 様			
〒900-0001 うるま市与那城西原1			
大屋 政善 様			
支払期日(上記参照)		R 6年 8月 5日	
金融機関取扱期限日		R 6年 8月 15日まで	
コンビニ取扱期限日		R 6年 8月 25日まで	
電 料	日 数	円	
			
収入印紙			
(A) お客さま控			

充当割合: 政務活動のみ全額充当 10/10

事務所費

電 気

6- 9-17 振出

*9,439円ナワテ"フリヨク 9ツキ

6-10-16 振出

*6,451円ナワテ"フリヨク10ツキ

6-11-15 振出

*7,781円ナワテ"フリヨク11ツキ

6-12-16 振出

*4,955円ナワテ"フリヨク12ツキ

7- 1-20 振出

*6,383円ナワテ"フリヨク 1ツキ

7- 2-17 振出

*3,689円ナワテ"フリヨク 2ツキ

7- 3-17 振出

*5,037円ナワテ"フリヨク 3ツキ



事務所概要申告票

議員名 大屋 政善

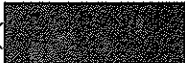
1. 物件の所在

住所	うるま市与那城西原1番地	
電話番号	098-989-4123	

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

☒ 専用事務所
☒ 賃借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☒ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

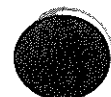
事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

大屋 政善



賃貸人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

家賃

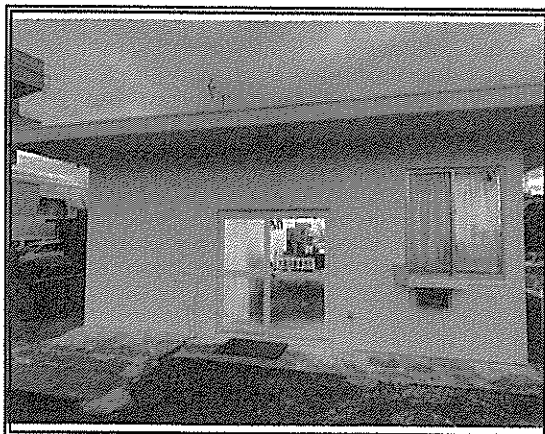
議員名

大屋 政善

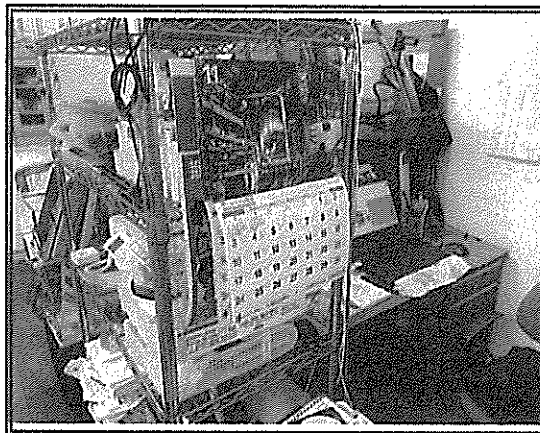
1. 事務所の状況

住所	うるま市与那城西原1番地
----	--------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

政務活動のみで使用しているので全額充当

(関係経費)

家賃(月額)	35,000	円
その他	0	円
	0	円

(充当額)

家賃(月額)	35,000	円
その他	0	円
	0	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

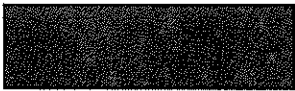
沖縄県議会議員

大屋 政善



建物賃貸借契約書（事業用）

物件名 大山店舗

賃貸人 

賃借人 大屋 政善

事務所費

家賃

貸主 XXXXXXXXXX (以下「賃貸人」という。)と借主 大屋 政彦 (以下「賃借人」という。)は、
この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	大山店舗		
	所在地	うるま市与那城西原1番地		
	構 造	鉄筋コンクリートブロック造平屋建て		
	種 類	貸店舗	新築年月	
	面 積	33.05㎡		
付属設備		なし		

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

令和 6年 7月 6日 から	令和 8年 7月 5日まで (2年間)
目的物件の引渡し時期	令和 6年 7月 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 35,000 円	水道代	当社検針	火災 保険料	契約者にて加入
敷 金	70,000 円 (賃料 2 か月)	家賃 保証料	35,000 円	附 属 施設料	月額 0 円 (内消費税等 0 円)
共益費	0 円	仲介 手数料	38,500 円	駐車場	3台無料
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本 数	入口 3 本 本 本			
賃料等の支払時期		翌月分を前月 20 日に口座引落			
賃料等 の支払 方法	☐ 振 込 ☒ 口座引落	委託会社名	(有)具志川興産		

事務所費

家賃

頭書(5) 賃借人緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	[REDACTED]	
	(自宅)TEL	[REDACTED]	
	(勤務先)TEL	[REDACTED]	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	[REDACTED]	

頭書(6) 賃貸人及び管理業者

賃貸人	氏名	[REDACTED]		
	住所	[REDACTED]		
管理業者	商号又は名称	(有)具志川興産		
所在地	沖縄県うるま市みどり町4-20-23		TEL (098) 974-4315	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣(1)第 5051号		
全国賃貸不動産管理業協会会員番号				
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士登録番号)		
所有者	氏名	[REDACTED]		
	住所	[REDACTED]		

頭書(7) 更新に関する事項

契約更新時、双方より何等かの申し出が無い場合は更新されたものとする。

事務所費

家賃

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸貸人及び賃借人が記名押印の上、各自1通を保有する。

R 6年 7月 2日

貸 貸 人	氏名	[Redacted] 印	TEL	
	住所	うるま市与那城西原1番地		
賃 借 人	氏名	大屋 政善 [Redacted] 印	TEL	[Redacted]
	住所	うるま市 [Redacted]		
連帯保証人	氏名	[Redacted] 印	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
	極度額	極度額 385,000 円 (賃料 35,000 円 × 11ヶ月)		
連帯保証人	氏名	[Redacted] 実印	TEL	
	住所			
	極度額	極度額 円 (賃料 円 ×		
家賃債務保証業者	家賃債務保証業者名	株式会社フェア信用保証		
	主たる事務所の所在地	沖縄県那覇市西1-19-7		
	家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(1)第54号		

	A	B
宅地建物取引業者	商号又は名称	(有) 具志川興産 [Redacted] 印
	代表者の氏名	知念 富昭 [Redacted] 印
	主たる事務所所在地・TEL	うるま市みどり町4-20-23 (098)974-4315
	免許証番号	(8) 第 2432 号
	免許年月日	令和 3年 8月 21日
	氏 名	[Redacted] 印
宅地建物取引主任者	登録番号	沖縄県知事 第 [Redacted] 号
	業務に従事する事務所名	(有) 具志川興産
	事務所所在地 TEL	うるま市みどり町4-20-23 (098)974-4315
	商号又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	年 月 日
	氏 名	
	登録番号	知事 第 号
	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	

事務所賃 家賃

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「賃貸人」という。)及び借主(以下「賃借人」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 賃貸人及び賃借人は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 賃借人は、頭書(4)の記載に従い、賃料を賃貸人に支払わなければならない。

2 賃貸人及び賃借人は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1か月に満たない期間の賃料は、当月の日数分にて日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条全文削除

~~第4条 賃借人は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い賃貸人に支払うものとする。~~

~~2 賃貸人及び賃借人は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。~~

~~2 1か月に満たない期間の共益費は、1か月を30日として日割り計算した額とする。~~

(負担の帰属)

第5条 賃貸人は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 賃借人は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 賃借人は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

第6条 賃借人は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を賃貸人に預け入れるものとする。

2 賃借人は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 賃貸人は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる賃借人の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、賃借人に返還しなければならない。

4 前項の規定により賃借人の債務額を差し引くときは、賃貸人は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

事務所費 家賃

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 貸貸人及び賃借人は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- ・ 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- ・ 貸貸人又は賃借人が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- ・ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 賃借人は、貸貸人の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 賃借人は、貸貸人の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 賃借人は、貸貸人の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 賃借人は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

5 賃借人は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

6 賃借人は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

- ・ 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- ・ 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
- ・ 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

7 賃借人は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、貸貸人の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

- ・ 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
- ・ 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(賃借人の管理義務)

第9条 賃借人は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 賃借人は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 賃借人は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、貸貸人が本物件管理上必要な事項を賃借人に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に貸貸人は、賃借人宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。賃借人は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、賃借人は、直ちに貸貸人に連絡のうえ、貸貸人が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は賃借人の負担とする。

5 賃借人は、鍵の追加設置、交換、複製を貸貸人の承諾なく行なってはならない。

事務所費 家賃

(原状の変更)

- 第10条 賃借人が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ賃貸人の承諾を得た上で賃貸人の指示に従い施工するものとし、その費用は賃借人が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は賃借人が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

- 第11条 賃貸人は、第3項の場合を除き、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、賃借人の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、賃借人が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき賃貸人が修繕を行う場合は、予め、その旨を賃借人に通知しなければならない。この場合において、賃借人は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 賃借人は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
 - 二 その他費用が軽微な修繕。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、賃借人は、賃貸人に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて賃貸人に損害が生じたときは賃借人は、これを賠償する。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第12条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰すべき事由によらないときは賃貸人及び賃借人は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借した目的を達することができないときは、賃借人は、本契約を解除することができる。

(契約の解除)

- 第13条 賃貸人は、賃借人が次の各号に該当した場合において、賃貸人が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 賃借人が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
 - 二 賃借人の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 賃貸人は、賃借人が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
 - 二 第8条(第6項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、賃借人又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 その他賃借人が本契約の各条項に違反したとき。
 - 五 銀行取引の停止。
 - 六 破産手続きの開始。
 - 七 民事再生手続きの開始。
 - 八 会社更生手続きの開始。
 - 九 特別清算手続きの開始。
- 3 賃貸人又は賃借人の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき。
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 4 賃貸人は、賃借人が第8条第6項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(賃借人からの解約)

- 第14条 賃借人は、賃貸人に対して 1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、賃借人は解約申入れの日から 1ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を賃貸人に支払うことにより、解約申入れの日から起算して 1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第15条 賃借人は、明渡し日を10日前までに賃貸人に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 賃借人は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 賃借人は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を賃貸人に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された賃借人の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、賃借人がその時点でこれを放棄したものとみなし、賃貸人はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を賃借人に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、賃借人は、本物件内に賃借人が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 賃借人が明渡しを遅延したときは、賃借人は、賃貸人に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(連帯保証人)

- 第16条 連帯保証人は、賃借人と連帯してこの契約に基づく極度額(本契約書連帯保証人署名欄参照)の範囲における債務について履行の責めを負う。
- 2 本契約書第 2 条により、本契約が自動更新されたときは、連帯保証人も同期間延長して連帯保証人の責に任ずるものとする。
- 3 賃貸人に於いて連帯保証人の変更を必要と認める時は、その変更又は追加を求めることができる。
- 4 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他を変更する場合、ただちに書面によって賃貸人に通知しなければならない。
- 5 連帯保証人が破産、所在不明又は死亡した時、賃借人はただちにその旨を報告し、連帯保証人の変更又は追加をしなければならない。
- 6 連帯保証人もしくは第 3 者が事前通知無しに持参または振り込みで債務の支払いをした場合には債務は履行されない。また、その場合には連帯保証人の極度額から減額されないものとする。

(賃借人の債務の担保)

- 第17条 賃借人の債務の担保は次の各号の定めによるものとする。
- ・ 連帯保証人は、賃借人と連帯して、本契約から生じる賃借人の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
 - ・ 前号の連帯保証人の負担は、別項の「個人の連帯保証に係る説明書」及び本契約書の記名押印欄に記載する極度額を限度とする
 - ・ 連帯保証人が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。
 - ア 賃貸人が、連帯保証人の財産について、賃料その他の本契約により生じる賃借人の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。
 - イ 連帯保証人が、破産手続開始の決定を受けたとき
 - ウ 賃借人又は連帯保証人が、死亡したとき

四 前号に規定する場合、又は連帯保証人が、連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合は、第18条第4項の規定に基づき賃借人は直ちにその旨を貸貸人に通知するとともに、貸貸人の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

五 前号の場合において、新たに貸貸人との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

六 連帯保証人の請求があったときは、貸貸人は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、賃借人の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

2 家賃債務保証業者の提供する保証は、次の各号の定めによるものとする。

一 本契約書の記名押印欄に記載の家賃債務保証業者が、提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、貸貸人及び賃借人は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

二 賃借人が、前号の手続きをとらない場合、その他賃借人の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、賃借人は、本契約書記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。

(立入り)

第18条 貸貸人は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 賃借人は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく貸貸人の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、貸貸人及び物件の確認をする者は、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 貸貸人は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ賃借人の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、貸貸人は、賃借人の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を賃借人に通知しなければならない。

(貸貸人の通知義務)

第16条 貸貸人は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって賃借人に通知しなければならない。

一 賃料等支払い方法の変更。

二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(賃借人の通知義務)

第17条 賃借人又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって貸貸人に通知しなければならない。

一 賃借人が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条1項の定めに従うものとする。

二 長期に休業するとき。

三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更。

四 連帯保証人の死亡又は解散。

(遅延損害金)

第18条 賃借人は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、遅延損害金として1ヶ月分につき1,000円を支払うものとする。

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、賃貸人若しくは賃借人の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた賃貸人又は賃借人の損害について、賃貸人又は賃借人は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第20条 賃貸人及び賃借人は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第22条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

■ 家賃の支払方法

家賃の支払方法は下記のいずれかとする。

1. 指定日に、本人の口座から銀行引落しとする。
2. 指定日までに、(有)具志川興産の振込先口座へ振り込むものとする。

◎ (有)具志川興産振込先口座

金融機関名	琉球銀行	沖縄銀行	海邦銀行
支店名			
口座番号			
口座名義	(有)具志川興産 代表取締役 知念 富好		

特約事項

1. 火災保険は賃借人の費用負担にて加入するものとし、保険証券の写しを管理会社に提出するものとする。
2. 退去時、室内外は原状回復を行い賃貸人へ引渡すものとする。
3. 近隣に騒音で迷惑をかけた場合は、賃借人にて対応するものとする。
4. 看板設置については、レイアウトを作成し、賃貸人の承諾を得て設置するものとする。
5. 家賃保証契約の更新は、毎年とし更新手数料を支払うものとする。

連帯保証に係るご説明

この度下記の賃貸借契約につき、連帯保証をして頂くに際し、連帯保証の内容等につき御説明致します。内容を御確認のうえ、連帯保証人としてお引き受け頂けますようお願い致します。

1. 連帯保証とは

賃貸借契約に係る連帯保証とは、借主が賃貸借契約上負うべき債務（家賃の支払い、借主が負担すべき原状回復費用、借主が賃貸物件を故意過失により破損した場合の損害賠償など）について、借主がその支払いをしないときに代わって支払うものです。

したがって、借主がこれらの債務を履行している限りは、連帯保証人自らがその債務の履行を求められることはありません。また、万が一借主様の過失等による火災等により建物等に損害が生じた場合でも、借主が保険に加入し、保険金により填補される損害額に関しては、連帯保証人がその債務の履行を求められることはないことになります。

ただし、借主がこれらの債務を履行していない場合や、保険に未加入であった場合には、借主に支払い能力があり、債務を支払うに足りるだけの価値のある財産があったとしても、貸主から請求があった場合、連帯保証人はその請求を拒否することはできないことに注意してください。

2. 連帯保証人の責任の範囲

連帯保証人が負担すべき金額は、借主が賃貸借契約上負うべき債務の元本（たとえば借主の滞納家賃の金額そのもの）と、その支払いが遅れたことに伴う利息を合わせたものです。ただし、連帯保証人となっていた際に貸主と結んだ連帯保証契約に係る書面に記載されている「極度額」を上限とし、極度額を超えた部分については支払い義務を負いません。

3. 情報提供について

もし借主の家賃等の支払状況等を確認したいときは、貸主にも確認を求めることができます。その場合には管理会社担当者まで御連絡下さい。

記

連帯保証の対象となる貸貸借契約

物件	所在地	うるま市与那城西原1番地
	建物名・部屋番号	大山店舗
貸主	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]
借主	住所	うるま市 [REDACTED]
	氏名	大屋 政善
主な 契約条件	契約期間	R6年 7月 6日~R8年 7月 5日(2年0月間)
	賃料	月額 35,000円
	契約更新方法	自動更新(借主より契約解除の申し出が無い場合)
	極度額	¥385,000円

以上

私は、連帯保証契約に当たり、本書面の交付を受け、内容を確認致しました。

令和6年7月2日

連帯保証人

令和 年 月 日

連帯保証人

印

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費區分

事務費

[illegible]

充当割合:政務活動以外が含まれるので案分 $\frac{1}{2}$

事務費

6- 8-26 振出

*16,893KDDIリョウキ (7月)

8,446 円

固定電話

6- 9-25 振出

*12,830KDDIリョウキ (8月)

6,415 円

インターネット

携帯電話

6-10-25 振出

*12,182KDDIリョウキ 6,091 円 (9月)

6-11-25 振出

*14,038KDDIリョウキ 7,019 円 (10月)

6-12-25 振出

*14,762KDDIリョウキ 7,381 円 (11月)

7- 1-27 振出

*13,372KDDIリョウキ 6,686 円 (12月)

7- 2-25 振出

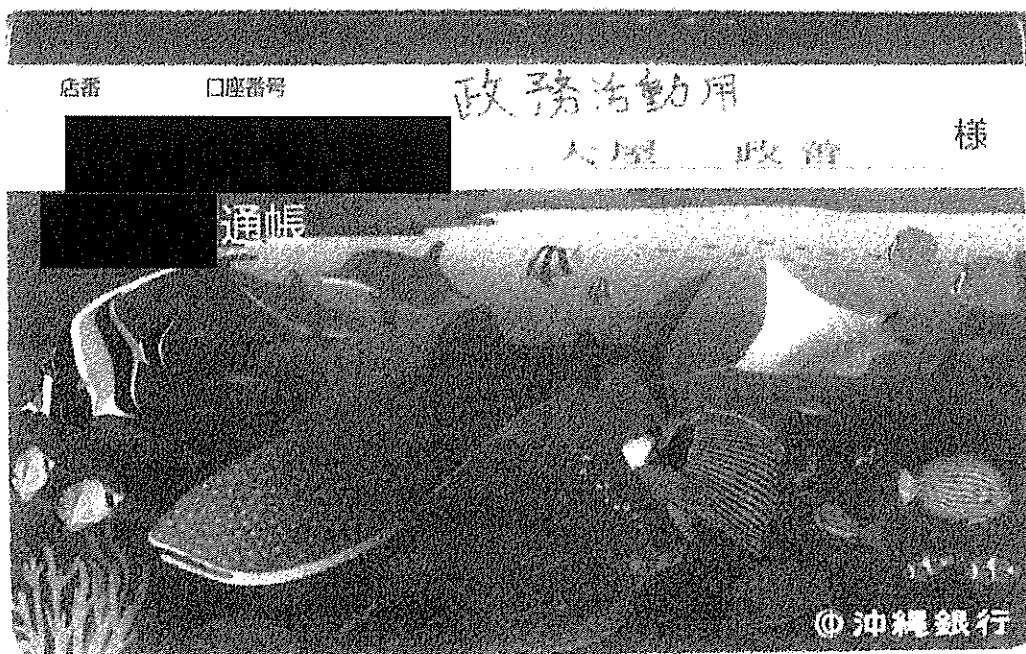
*13,643KDDIリョウキ 6,821 円 (1月)

7- 3-25 振出

*13,453KDDIリョウキ 6,726 円 (2月)

7- 4-25 振出

*13,599KDDIリョウキ 6,799 円 (3月)



充当割合:政務活動のみ全額充当 10/10

事務費



うるま市与那城店
沖縄県うるま市与那城
西原1034-1
電話:098-983-0180

登録番号:T9810882223172

2024年7月17日(水) 10:49
レジ 91

領収証

大屋政善様

合計 ￥50-
(10%対象 ￥50)
(内消費税等 ￥4)

但し、コピー代として
上記正に領収いたしました

<本証取扱い上のお願い>
財布・手帳等に入れ保管頂く場合、
印刷面を内側に折って保管をお願い
いたします。

管理番号:15027240 00014854



うるま市与那城店
沖縄県うるま市与那城
西原1034-1
電話:098-983-0180

登録番号:T9810882223172

2024年7月19日(金) 11:09
レジ 91

領収証

大屋政善様

合計 ￥50-
(10%対象 ￥50)
(内消費税等 ￥4)

但し、ファクス代として
上記正に領収いたしました

<本証取扱い上のお願い>
財布・手帳等に入れ保管頂く場合、
印刷面を内側に折って保管をお願い
いたします。

管理番号:15027240 00014879

領収証

大屋政善様

¥2,690-

但し
インク代として

10%対象額 ￥2,690
(内消費税 ￥244)

お買上日:2024年07月18日(木)
作成場所

ダイレックス 株式会社

担当者: 7150-22-6400-77471100 (01)

上記正に領収致しました。 本社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930

お買上店舗 ダイレックスうるま店
登録番号:T6-3000-0100-4245 TEL.098-973-2200

(この領収証は、感熱紙を使用しております。保管には十分注意してください。)

充当割合:政務活動のみ全額充当 10/10

事務費

大屋 政善 領収証

¥330-

(うち、消費税等 30円)

但し、牛肉・ボールペンとして上記正に領収いたしました
売上シートNo.:0619

ダイソー&アオヤマ沖縄与勝店
098-983-0855

No. 00312095-3057-0619
2024年07月24日
[担当:00312095]

＜金額正日付月年田＞
2024年07月24日(水)12:16
店No.:0001 業:00312095
牛肉インク(15ml)
ノック式ダールペン(ノ
ゲルインクボールペン)
小計 ¥100外
10%税抜対象額 ¥100外
10%税額 ¥30
合計 ¥130
お預り金 ¥0
お振込み金 ¥0
登録番号 T4240001033120

店:004843 店No.:0619

発行日:2024年09月25日

領収書

大屋 政善 様

¥2,079- (内消費税 ¥189)

但し インク 代として。

支払内訳
現金

¥2,079

10%対象

¥2,079(内消費税

¥189)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号:T2070001036729

※印刷面を内側に折って保管願います。

管理No. 0580-403-0035246

伝票No. 0580-403-421289

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

B0580403421289B



うるま市与那城店
沖縄県うるま市与那城
西原1034-1
電話:098-983-0180

登録番号:T9810882223172

2024年10月3日(木) 17:57
レジ 91

領 収 証

大屋政善様

合 計	¥ 3 0 -
(10%対象	¥30)
(内消費税等	¥2)

但し、コピー代として
上記正に領収いたしました

<本証取扱い上のお願ひ>
財布・手帳等に入れ保管頂く場合、
印刷面を内側に折って保管をお願い
いたします。

管理番号:15027240 00015932

充当割合:政務活動のみ全額充当 10/10

事務費

発行日:2024年10月24日

管理No. 0580-403-0035523

伝票No. 0580-403-424569

領収書

大屋 政善

様

¥3,040- (内消費税 ¥276)

但し 127

代として。

支払内訳
現金

¥3,040

10%対象

¥3,040(内消費税

¥276)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号:T2070001036729

※印刷面を内側に折って保管願います。

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

領収証

大屋 政善

様

¥220-

(うち、消費税等 20円)

但し、テープカッターとして上記正に領収いたしました
売上引No.:3500

ダイソー&アオヤマ沖崎与勝店
098-983-0855

No. 00311299-4150-3500
2024年11月06日
[担当:00311299]

＜金額山又言正印月糸田＞

2024年11月06日(水)12:16

引No.:0001 賣:00311299

OPPテープ 15mm x

左右兼用カッター 2点

小計 ¥1000

10%税抜対象額 ¥200

10%税額 ¥20

合計 ¥1020

消費税 ¥20

合計 ¥1040

お預り合計 ¥220

お返し金 ¥800

登録番号 T4240001033120

店:004843 引No.:3500

このページを印刷してご利用ください。

再発行日：2024年12月13日

注文日：2024年12月2日

Amazon.co.jp 注文番号：249-2648929-6922235

ご請求額：¥58,400

大屋 政善 様

2024年12月5日に発送済み

注文商品

価格

1点 ブラザー プリンター A3インクジェット複合機 MFC-J7300CDW (FAX/ADF/30万ページ耐久/自動両面/2段トレイ)

¥48,000

2点セットの2点目 - ブラザー プリンター A3インクジェット複合機 MFC-J7300CDW (FAX/ADF/30万ページ耐久/自動両面/2段トレイ)

販売：アマゾンジャパン合同会社

コンディション：新品

お届け先住所：

大屋政善

904-2302

沖縄県 うるま市与那城西原

1番地

配送方法：

通常配送

2024年12月2日に発送済み

注文商品

価格

1点 ブラザー工業 【ブラザー純正】インクカートリッジ4色パック(大容量)LC412XL-4PK対応型 番:MFC-J7300CDW、MFC-J7100CDW他 ブラック 小

¥10,400

2点セットの1点目 - ブラザー プリンター A3インクジェット複合機 MFC-J7300CDW (FAX/ADF/30万ページ耐久/自動両面/2段トレイ)

販売：アマゾンジャパン合同会社

コンディション：新品

お届け先住所：

大屋政善

904-2302

沖縄県 うるま市与那城西原

1番地

配送方法：

通常配送

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務費



領収証

大屋 政善 様

No. HPF00126670

発行日 2025/2/14

受付番号 25DPL75625997

登録番号 T8010601047191

合計金額(税込み)	¥99,800※
本体価格小計(10%対象)	¥90,727※
消費税(10%)	¥9,073※

現金前振込み

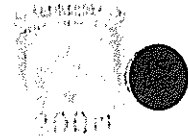
但し、PC代として

お取引内容は納品書もしくは
“ご注文の製品の納期確定に関するご案内”メールに記載済

2025年2月10日

上記の通り正に領収致しました。

株式会社 日本HP
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70
品川シーズンテラス 21階



政務活動のみで使用（政務事務所用）

充当割合:政務活動のみ全額充当 10/10

事務費

発行日:2025年03月21日

領収書

管理No. 0580-403-0037080

伝票No. 0580-403-442749

大屋 政善 様

¥8,910— (内消費税 ¥810)

但し1/7

代として。

払内訳
金

¥8,910

10%対象

¥8,910(内消費税

¥810)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号:T2070001036729

※印刷面を内側に折って保管願います。

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

経費区分

人件費

[illegible]

統一様式－⑤

雇 用 契 約 書

氏 名		生年月日	
住 所		電話番号	

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 6 年 7 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日
主な就業場所	うるま市与那城西原 1 番地 県議会議員 大屋事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 9 時から午後 5 時まで（休憩時間 12～13 時まで）
休 日	毎週 火曜日・木曜日・土曜日・日曜日
給与（賃金）	月給 85,000 円
給与支払日	毎月月末×切 翌月 5 日支払
支払方法	☒ 直接払い ☐ 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 6 年 7 月 1 日

雇 用 者 氏名 大屋 政善



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和 6年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
8月5日	85,000		510	84,490		7月分
9月6日	85,000		510	84,490		8月分
10月7日	85,000		510	84,490		9月分
11月6日	85,000		510	84,490		10月分
12月6日	85,000		510	84,490		11月分
1月6日	85,000		510	84,490		12月分
2月5日	85,000		510	84,490		1月分
3月5日	85,000		510	84,490		2月分
4月7日	85,000		510	84,490		3月分
合計	765,000		4,590	760,410		

勤 務 実 態 申 告 票

【議員名 大屋 政善】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・ 情報収集（新聞・資料・インターネット等）	10%
	研修に係るもの ・ 研修会・講習会の準備	10%
	広報広聴に係るもの ・ 広報誌の記事作成 ・ facebookの管理 ・ メールのやり取り	10%
	要請陳情等に係るもの ・ 要陳情先の機関との連絡・調整 ・ 陳情の資料整理	5%
	会議に係るもの 住民・企業会団体との相談会の準備	5%
	資料作成に係るもの ・ 打ち合わせ資料の作成 ・ 議会質問での資料集め ・ 議会質問での原稿の清書	30%
	事務所での庶務に係るもの ・ 備品、消耗品の管理 ・ 電話、来客対応、議員への連絡調整 ・ 収支報告書の作成	30%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		0%

令和6年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

大屋 政善



被雇用者



令和 6 年度 雇用職員申告票

議員名 大屋 政善

被雇用職員名			
議員との関係	☐ 議員の親族(続柄:)	☒ 議員の親族外	
議員との生計	☐ 議員と生計同一	☒ 議員と生計別	

令和6年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名



住所

雇用者 沖縄県議会議員 大屋 政善



勤務の実態を証する提出書類

☒ 出勤簿 ☐ タイムカード ☐ その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

人件費

12月				11月				10月				No.
	17日		1日		17日		1日		17日		1日	2024年 令和6年
	18日		2日		18日		2日		18日		2日	
	19日		3日		19日		3日		19日		3日	
	20日		4日		20日		4日		20日		4日	
	21日		5日		21日		5日		21日		5日	
	22日		6日		22日		6日		22日		6日	
	23日		7日		23日		7日		23日		7日	
	24日		8日		24日		8日		24日		8日	
	25日		9日		25日		9日		25日		9日	
	26日		10日		26日		10日		26日		10日	
	27日		11日		27日		11日		27日		11日	
	28日		12日		28日		12日		28日		12日	氏 名
	29日		13日		29日		13日		29日		13日	
	30日		14日		30日		14日		30日		14日	
	31日		15日		31日		15日		31日		15日	
			16日				16日				16日	
出勤 12日				出勤 12日				出勤 12日				
欠勤 0日				欠勤 0日				欠勤 0日				
早退 0日				早退 0日				早退 0日				
遅刻 0日				遅刻 0日				遅刻 0日				

9 月				8 月				7 月				No.
	17 日		1日		17 日		1日		17 日		1日	2024年 令和6年
	18 日		2日		18 日		2日		18 日		2日	
	19 日		3日		19 日		3日		19 日		3日	
	20 日		4日		20 日		4日		20 日		4日	
	21 日		5日		21 日		5日		21 日		5日	
	22 日		6日		22 日		6日		22 日		6日	
	23 日		7日		23 日		7日		23 日		7日	
	24 日		8日		24 日		8日		24 日		8日	
	25 日		9日		25 日		9日		25 日		9日	
	26 日		10日		26 日		10日		26 日		10日	
	27 日		11日		27 日		11日		27 日		11日	
	28 日		12日		28 日		12日		28 日		12日	
	29 日		13日		29 日		13日		29 日		13日	
	30 日		14日		30 日		14日		30 日		14日	
	31 日		15日		31 日		15日		31 日		15日	
			16日				16日				16日	
出勤 11 日				出勤 13 日				出勤 13 日				
欠勤 0 日				欠勤 0 日				欠勤 0 日				
早退 0 日				早退 0 日				早退 0 日				
遅刻 0 日				遅刻 0 日				遅刻 0 日				

3 月				2 月				1 月				No.
	17 日		1日		17 日		1日		17 日		1日	2025年 令和7年
	18 日		2日		18 日		2日		18 日		2日	
	19 日		3日		19 日		3日		19 日		3日	
	20 日		4日		20 日		4日		20 日		4日	
	21 日		5日		21 日		5日		21 日		5日	
	22 日		6日		22 日		6日		22 日		6日	
	23 日		7日		23 日		7日		23 日		7日	
	24 日		8日		24 日		8日		24 日		8日	
	25 日		9日		25 日		9日		25 日		9日	
	26 日		10日		26 日		10日		26 日		10日	
	27 日		11日		27 日		11日		27 日		11日	
	28 日		12日		28 日		12日		28 日		12日	
	29 日		13日		29 日		13日		29 日		13日	
	30 日		14日		30 日		14日		30 日		14日	
	31 日		15日		31 日		15日		31 日		15日	氏 名
			16日				16日				16日	
出勤			12 日	出勤			12 日	出勤			12 日	
欠勤			〇 日	欠勤			〇 日	欠勤			〇 日	
早退			〇 日	早退			〇 日	早退			〇 日	
遅刻			〇 日	遅刻			〇 日	遅刻			〇 日	

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3号「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCRソフトでの記入は上記の「標準字体」でお願いたします。

事業主 控

人 件 費

年 月 日

あて先 〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎1号館3階

沖縄労働局

労働保険特別会計歳入徴収官殿

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(△)の所で折り曲げて下さい。)

業 別 3 2 7 0 0
業 種 番号 0 2 1 1 1
事業主 番号 9 4 1 6 9 3
事業主 名称 大屋 政善
事業主 住所 那覇市おもろまち2-1-1
事業主 代表者 大屋 政善
事業主 代表者 氏名 大屋 政善
事業主 代表者 氏名 大屋 政善

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業 種 産業分類
02 111 9416 93

⑦ 区 分	算定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで	3) 保険料・一般拠出金算定基礎額	9) 保険料率	10) 確定保険料・一般拠出金額(8×9)
労働保険料				
労災保険分				
雇用保険分				
一般拠出金				

⑧ 区 分	算定期間 R6 年 7 月 1 日 から R7 年 3 月 3 1 日 まで	11) 保険料算定基礎額の見込額	12) 保険料率	13) 算定・増加概算保険料額(12×13)
労働保険料		7 6 5	18.5	1 4 1 5 2
労災保険分			3	
雇用保険分			15.5	

事業主の代表者(専任)の氏名(ある場合記入) 大屋 政善
事業主の代表者(専任)の住所(ある場合記入) 那覇市おもろまち2-1-1
事業主の代表者(専任)の電話番号(ある場合記入) 909-2302
事業主の代表者(専任)の代表者(法人の場合は代表者の氏名) 大屋 政善
事業主の代表者(専任)の代表者(個人の場合は氏名) 大屋 政善
事業主の代表者(専任)の代表者(個人の場合は住所) 那覇市おもろまち2-1-1
事業主の代表者(専任)の代表者(個人の場合は電話番号) 909-2302
事業主の代表者(専任)の代表者(個人の場合は代表者(法人の場合は代表者の氏名) 大屋 政善
事業主の代表者(専任)の代表者(個人の場合は代表者(個人の場合は住所) 那覇市おもろまち2-1-1
事業主の代表者(専任)の代表者(個人の場合は代表者(個人の場合は電話番号) 909-2302

⑨ 申告済概算保険料額	⑩ 申告済概算保険料額
⑪ 増加概算保険料額	⑫ 増加概算保険料額

⑬ 第1期又は第2期又は第3期	⑭ 第1期又は第2期又は第3期	⑮ 第1期又は第2期又は第3期	⑯ 第1期又は第2期又は第3期	⑰ 第1期又は第2期又は第3期	⑱ 第1期又は第2期又は第3期	⑲ 第1期又は第2期又は第3期	⑳ 第1期又は第2期又は第3期
14152円	14152円	14152円	14152円	14152円	14152円	14152円	14152円

加入している 労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険
特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない
事業主 (イ) 所在地 うるま市与那城西原1 (ロ) 名称 大屋 事務所
事業主 (イ) 住所 (法人の場合は代表者の住所) うるま市 (ロ) 名称 大屋 事務所 (ハ) 氏名 大屋 政善 (法人の場合は代表者の氏名) 大屋 政善



14152-4590=9562

労働保険 概算・増加概算・保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789

事業主控

人件費

32700

47102023951-000

※各種区分			
資格(2)	保険関係等	業種	産業別
02	111	9416	93

年 月 日

あて先 〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎1号館3階

沖縄労働局

労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦ 区 分
労働保険料
労災保険分
雇用保険分
一般拠出金

⑧ 区 分
労働保険料
労災保険分
雇用保険分

R6

7 1

R7

3 3

765

18.5

3

15.5

14152

⑨ 申告済概算保険料額	円
⑩ 増加概算保険料額 (⑨の(イ)-(ロ))	円

⑪ 期 別 納 付 額	⑫ 金 額 又 は 期 間	(イ) 概算保険料額 (⑨の(イ)+(ロ) + 次期以降の(イ) + 労働保険料の(イ))	(ロ) 労働保険料額 (⑨の(ロ) + 労働保険料の(ロ))	(ハ) 不足額(⑨の(ハ))	(ニ) 今期労働保険料 (⑫の(イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ) 一般拠出金 (⑫の(イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ヘ) 一般拠出金 (⑫の(ヘ)-(ロ)又は(ヘ)+(ハ))	(ト) 今期給付額(⑫の(ニ)+(ホ))
第1期	14/52円	円	円	円	14152円	円	円	14152円
第2期	円	円	円	円	円	円	円	円
第3期	円	円	円	円	円	円	円	円

⑬ 加入している労働保険	(イ) 労災保険	(ロ) 雇用保険	⑭ 特約事業	(イ) 該当する	(ロ) 該当しない
⑮ 事業	(イ) 所在地	うるま市与那城西原1	(ロ) 名称	大屋事務所	
⑯ 事業主	(イ) 住所	うるま市	(ロ) 名称	大屋事務所	
	(ハ) 氏名	大屋 政善	(ニ) 代表者の氏名		

30 22